

6文科高第778号
令和6年8月30日

学校法人宇都宮学園 理事長 殿

文 部 科 学 大 臣
盛 山 正 仁

大学等における修学の支援に関する法律第15条第1項に基づく確認の取消しについて

令和元年9月20日付けで大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第7条第2項に基づく確認を受けた大学等について、同法第15条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり確認大学等の確認を取り消します。

記

1. 取り消す確認大学等の名称 文星芸術大学
2. 取消しの効力発生日 令和7年3月31日

(本件問合せ先)
文部科学省 高等教育局
学生支援課 高等教育修学支援室
電話：03-5253-4111（代表）（内線 3496、3351）
e-mail: kikanyouken@mext.go.jp